



燃えるごみの出し方(週2回収集)

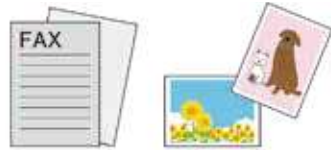
指定収集袋で出せるもの(50cm未満のもの)

生ごみ



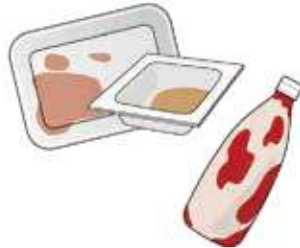
水分をよく切って

資源にならない紙類



写真・ワックス加工紙・シール・
ビニールコート紙・感熱紙・
かばんや靴の詰物(昇華転写紙)・
シュレッダーにかけた紙など

油等で汚れた、柔らかいプラスチック



その他

- 80cm未満に切ったロープ
※プラスチック製のホースは50cm未満に切って **プラスチック**
- ビデオテープ類
※処理工程でテープが機械に絡まる恐れがあることから焼却します。
- 使用済アルミホイル・ラップ
- アルミ箔付き紙パック
- 乾燥剤・保冷剤・使用済みカイロ
- ペット用シーツ・おむつ
- 食用油をしみ込ませた紙・布
- 水にぬらしたマッチ・花火

指定収集袋以外で出せるもの

紙おむつ(おむつ専用袋)



4歳未満の乳幼児(母子手帳をお持ちの方の出産前の受け取りを含む)、障害者手帳をお持ちの方、65歳以上の高齢者など**おむつを必要とする方**に「おむつ専用袋」を無料配布しています。受付・配布は市役所、出張所、子ども家庭支援センター、保健センター等にて行っています。
※汚物を取り除いた紙おむつのみ入れられます。(他のごみが混ざっていると収集できません)
※紙おむつは指定収集袋でも出すことができます。(透明・半透明の袋では収集できません)
※認可保育所、一部幼稚園、一部認証保育所にて施設利用者に限り、配付を行っております。
生活環境課への申し込みにより、第二文化センター・第四文化センターでの受け取りもできます。

落ち葉・草・剪定枝



1回につき透明・半透明のビニール袋で**2袋**又はひもで縛って**2束**まで無料で出すことができます。

〔剪定枝は 1本あたり太さ10cm以下、長さ80cm以下
1束直径30cm以内〕

※市の剪定枝リサイクル事業もご利用ください。
(詳細は24ページまたは市ウェブサイトや広報をご確認ください)
※木材は対象外です。
※一回につき3袋以上出す場合、3袋目から指定収集袋で出してください。

出し方

燃えるごみは**黄色の指定収集袋**で出してください。

- 食用油は固形にするか、紙・布にしみ込ませて出して下さい。
- バーベキューの使用済木炭、花火は水に浸してから出してください。



資源として出すもの

- 新聞・ダンボール・牛乳パック・その他紙(雑がみ)・衣類等 ⇨ **古紙・古布**
- 発泡トレイ・発泡スチロール ⇨ **プラスチック**の日に出すか、市内公共施設などに設置している回収ボックスや、スーパーなどの店頭回収に出してください。
※汚れが落ちない発泡トレイ・発泡スチロール ⇨ **燃えるごみ**

ごみ減量・悪臭防止のため、
台所のごみは水分をよくしぼってから出しましょう。



※1 食用油は専用ボトルを利用した店頭回収もご利用ください。



※2 家庭用生ごみ処理容器の購入助成を行っています。ごみ減量により、ごみ処理費用も減少します。是非、ご利用ください。



(※1と2について、詳細は24ページをご覧ください)

出す場所

一戸建ての住宅に住んでいる方は自宅前(道路際の敷地内)に、集合住宅に住んでいる方は指定のごみ集積所に出してください。